

水戸市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、空家等に関する対策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等の発生を抑制し、市民の安全・安心で快適な生活環境の保全を図るとともに、空家等の利活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等の発生を抑制及び利活用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(建築物の所有者等の責務)

第4条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の所有者は、その所有する建築物が空家等にならないよう利活用に努めるものとする。

2 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市内に居住する者及び市内に所在する法人は、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の空家等対策計画を定めるものとする。

(協議会の設置等)

第7条 次の各号に掲げる事項について協議するため、法第7条第1項の規定に基づき、水戸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (3) 空家等の利活用の促進の方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第8条 協議会は、市長並びに法務、不動産又は建築に関する学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する9人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後

も、また、同様とする。

4 協議会の庶務は、市民協働部において行う。

(空家等に関する情報の収集)

第9条 市長は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。次条第1項及び第11条において同じ。）に関する情報の収集をするものとする。

(空家等の適切な管理の促進)

第10条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2 市長は、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、指導を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用の促進)

第11条 市長は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、空家等に関する対策の実施に当たっては、関係機関と連携を図るものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。